

橋本市規則第 20 号

橋本市予防接種健康被害調査委員会条例施行規則の一部を改正する規則  
を、別紙のとおり公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

## 橋本市予防接種健康被害調査委員会条例施行規則の一部を改正する規則

橋本市予防接種健康被害調査委員会条例施行規則(平成26年橋本市規則第40号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(庶務) 第2条 橋本市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)の 庶務は、健康福祉部 <u>子育て応援課</u> において処理する。	(庶務) 第2条 橋本市予防接種健康被害調査委員会(以下「委員会」という。)の 庶務は、健康福祉部 <u>子育て世代包括支援センター</u> において処理する。

### 附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。